

契 約 書
重 要 事 項 説 明 書
(地域密着型通所介護)

デイサービス秋桜

地域密着型通所介護契約書

利用者 (以下「甲」という。) と事業者 株式会社ケアサポート(以下「乙」という。) とは、地域密着型通所介護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

(目的)

- 第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約に従い、甲がその有する能力に応じた可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう地域密着型通所介護サービスを提供し、甲の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに甲の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 2 乙は、地域密着型通所介護サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

(契約期間)

- 第2条 この契約の契約期間は、
令和 7 年 月 日 から介護保険被保険者証有効期限まで
(利用開始予定日)
とします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 上記の契約期間の満了日の7日以上前までに甲から更新拒絶の申出がない場合、この契約は当然に更新されるものとします。この契約が更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

(運営規程の概要)

- 第3条 乙の運営規程の概要(事業の目的、職員の体制、地域密着型通所介護サービスの内容等)、従業者の勤務の体制等は、重要事項説明書に記載したとおりです。

(地域密着型通所介護計画の作成・変更)

- 第4条 乙は、甲の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域密着型通所介護計画を作成し、地域密着型通所介護計画作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます。
- 2 地域密着型通所介護計画には、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する地域密着型通所介護サービスの目的に従い、地域密着型通所介護計画の変更を行います。
- (1) 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により当該地域密着型通所介護計画を変更する必要がある場合
- (2) 甲が地域密着型通所介護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
- 5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、乙は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 乙は、地域密着型通所介護計画を作成し又は変更した際には、これを甲及び甲の家族又は甲の後見人に対し説明し、甲の同意を得るものとします。

(地域密着型通所介護サービスの内容及びその提供)

- 第5条 乙は、地域密着型通所介護計画に沿って、地域密着型通所介護サービスを提供します。
- 2 乙は、甲に対して地域密着型通所介護サービスを提供する毎に、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、介護支援専門員が作成し、甲の確認を受けた書面に記載します。
 - 3 乙は、甲に対する地域密着型通所介護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。
 - 4 甲及び甲の家族又は甲の後見人は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。但し、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第6条 乙は、甲に対して地域密着型通所介護サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 乙は、指定居宅介護支援事業者と居宅サービス計画の作成又は変更に関し、サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しません。

(協力義務)

- 第7条 甲、甲の家族及び甲の後見人は、乙が甲のため地域密着型通所介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

- 第8条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した地域密着型通所介護サービスについて甲、甲の家族又は甲の後見人から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 2 乙は、甲、甲の家族又は甲の後見人が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることはありません。

(虐待防止に関する事項)

- 第9条 乙は、甲の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとし、
- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (4) 苦情解決体制の整備
 - (5) 虐待の防止のための対
- 2 乙は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを指定権者及び市町村に通報します。

(身体的拘束等の禁止)

- 第10条 乙は、サービス提供にあたり身体的拘束その他甲の行動を制限する行為を行いません。但し、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項但し書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、乙は、直ちに、その日時、態様、甲の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとし、
 - (1) 身体拘束等の適正化のための責任者の選定
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - (4) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

(ハラスメント防止対策について)

第11条 乙は、乙の現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超えるような下記の行為は乙として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ばされそうになった）行為（身体的暴力）
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為（精神的暴力）
- (3) 意に沿わない性的な言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為（セクシュアルハラスメント）

上記は乙が運営する法人職員、乙の取引先事業所者、甲及びその家族等を対象とします。

- 2 ハラスメント事案が発生した場合、乙はマニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議などにより、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- 3 乙は職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- 4 乙はハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡・相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(緊急時・事故発生時の対応)

第12条 乙は、現に地域密着型通所介護サービスの提供を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに甲の主治医に連絡を取る等、必要な対応を講じます。

(費用)

第13条 乙が提供する地域密着型通所介護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 甲は、サービスの対価として前項の費用の額を元に月毎に算定された利用者負担額を乙の請求に従って乙に支払います。
- 3 乙は、提供する地域密着型通所介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を甲に説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、前3項に定める費用のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを甲に請求することができます。
 - (1) 甲の要望により通常要する時間を超えて提供された地域密着型通所介護サービスの費用から通常提供される地域密着型通所介護サービス費用を差し引いた額
 - (2) 食事を提供した場合の食材料費
 - (3) おむつ代、リハビリパンツ代、パッド代
 - (4) その他費用地域密着型通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、甲に負担させることが適当と認められる費用
- 5 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
- 6 乙は、甲が正当な理由で地域密着型通所介護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセル料の支払いを求めないものとします。
- 7 乙は、通所介護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 8 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、事前に説明し甲の同意を得た上で新たな料金に基づく重要事項説明書を交付します。
- 9 甲は、第7項に定める料金の変更に同意することができない場合には、この契約を解除することができます。

(利用者負担額等の滞納)

- 第14条 甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用者負担額、その他の費用の額の全部又は一部を2月以上滞納した場合は、乙は、甲に対し、30日以上期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、乙は、介護支援専門員と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
 - 3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
 - 4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として地域密着型通所介護サービスの提供を拒むことはできません。

(秘密保持)

- 第15条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及び甲の家族又は甲の後見人の秘密を就業時及び退職後も漏らすことはありません。
- 2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲又は甲の後見人の個人情報を用いる場合は甲又は甲の後見人の同意を、甲の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得なければ、使用することができません。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、乙は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(甲の解除権)

- 第16条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

- 第17条 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為（介護職員や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等）をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- 2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、介護支援専門員や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

- 第18条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、その日をもって、この契約は終了するものとします。
- (1) 甲が、要介護認定を受けられなかったとき
 - (2) 第2条第2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき
 - (3) 第16条に基づき、甲がこの契約を解除したとき
 - (4) 第14条3項又は第17条に基づき、乙がこの契約を解除したとき
 - (5) 甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき
但し、乙が認めた場合を除きます。
 - (6) 甲が、死亡したとき
 - (7) 甲が、要介護認定を取り消されたとき

(損害賠償)

- 第19条 乙は、地域密着型通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の家族及び甲の後見人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 乙は、甲に対する地域密着型通所介護サービスの提供にあたって、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲又は甲の家族に対して損害を賠償します。但し、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 第1項の事故が発生した場合、内容によっては基準に基づき、指定権者への報告を行います。
- 4 第1項の事故によって乙に損害賠償義務が発生する場合において、当該事故発生につき甲又は甲の家族に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。
- 5 第2項の義務履行を確保するため、乙は賠償損害保険に加入します。

(利用者代理人)

- 第20条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、又、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

- 第21条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、事業者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議事項)

- 第22条 この契約に定めのない事項については、介護保険法、その他の関係法令を遵守し、甲乙の協議により定めます。

(身元引受人兼連帯保証人)

- 第23条 乙は、甲に対して身元引受人兼連帯保証人を定めることを請求できます。ただし、身元引受人を定めることができないやむを得ない理由がある場合はその限りではありません。なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。
- 2 身元引受人兼連帯保証人は、本契約に基づく甲の乙に対する責務について連帯保証人になると共に、乙が必要ありと認め要請したときは、これに応じて乙と協議し、身上監護に関する決定、甲の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。
- 3 乙は、乙の定めた極度額の範囲で発生した債務を、身元引受人兼連帯保証人に請求できるものとします。極度額の範囲は上限を1,000万円とします。

以上

地域密着型通所介護重要事項説明書

< 令和7年 4月 1日現在 >

1 地域密着型通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社ケアサポート	・営利法人
代表者名	本多 康夫	
所在地・連絡先	(住所) 愛知県豊川市大堀町293番地 (電話) 0533-65-8702 (FAX) 0533-65-8703	

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	デイサービス秋桜
所在地・連絡先	(住所) 愛知県豊橋市中岩田5丁目10-9 (電話) 0532-21-8772 (FAX) 0532-21-8773
事業所番号	2392000952
管理者の氏名	菅谷 元希
利用定員	地域密着型通所介護(10名)

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分				職務の内容
		常勤専従 (人)	常勤兼務 (人)	非常勤専従 (人)	非常勤兼務 (人)	
管理者	1		1			事業所の管理
生活相談員	2		1		1	相談・生活指導等
介護職員	8		2	3	2	介護全般
機能訓練指導員						機能回復訓練等
看護職員	2				2	健康管理・その他介護業務等

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	サービス提供時間内に常勤で勤務 9:30~17:35	ローテーションによる
生活相談員	サービス提供時間と同時間数勤務 9:30~17:35	ローテーションによる
介護職員	サービス提供時間内に勤務 9:30~17:35	ローテーションによる
機能訓練指導員	サービス提供時間内に勤務 9:30~17:35	ローテーションによる
看護職員	サービス提供時間内に勤務 9:30~17:35	ローテーションによる

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	豊橋市・豊川市・新城市
---------	-------------

(5) 営業日

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	6:30~20:30
サービス提供時間	9:30~17:35

※送迎対応時間は、6:30~20:30とします。

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	食事（昼食及び延長加算算定時の朝食、夕食）を提供します。
入 浴	個人浴槽です。 介助が必要な方には職員が個別対応します。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機 能 訓 練	利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生 活 指 導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションや健康体操等を実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者及び家族からの各種ご相談について問題解決に向けて援助いたします。
送 迎	自宅から施設内までの送迎を行います。但し、ご希望があれば、利用者家族が行なうことも可能です。

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、負担割合証及び料金表別表の通りの負担額となります。

(2) 利用料等のお支払方法

利用料等のお支払い方法については

口座振替・振込・現金支払 となります。

その他のお支払い方法についてはご相談ください。

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

笑顔を決やさず、地域とのかかわりに感謝し、失敗を恐れず、挑む心を忘れず、ともに働く仲間と助け合い、ご利用者・ご家族の人生の一部になる重みを感じ、行動は自信を持って、個々の感情を大切に、あきらめることなく関わり続ける。

私たちは住み慣れた地域に絆を創造していきます。

(2) 運営方針

- ① わたしたちは、ご利用者を尊敬し、その命を守り、責任を持って介護を行ないます。
- ② わたしたちは、一人ひとりに「目配り・気配り・心配り」ができる個別ケアに真正面から取り組んでいます。
- ③ わたしたちは、住み慣れた地域社会の中で、尊厳を保ちながら「自分が自分らしくありのまま」に生活できるようにお手伝いします。
- ④ わたしたち職員全員が「介護職人」だと自負し、より質と満足度が高いケアを目指して取り組んでいます。
- ⑤ わたしたちは、「必要な時」に「必要な量」の介護サービスを「必要な地域」で提供し、在宅生活をサポートします。
- ⑥ わたしたちは、誰もが安心して生活できる地域社会づくりに、草の根から貢献します。

(3) その他

事 項	内 容
地域密着型 通所介護計画の 作成及び事後評価	当事業所の管理者が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、地域密着型通所介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（通所介護モニタリング表）に記載して、利用者に説明の上、交付します。
記録の整備及び保管	事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

従業員研修	採用時研修 全体研修 事業所内研修	採用後1ヶ月以内 年2回以上 年12回
-------	-------------------------	---------------------------

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所 お客様 相談窓口	窓口責任者	菅谷 元希
	ご利用時間	9:30～17:35
	電話	0532-21-8772
	ご利用方法・面接 意見箱	(当事業所相談室) (玄関に設置)
□ 東三河広域連合 相談窓口	住所	愛知県豊橋市八町通2丁目16番地
	電話	0532-26-8471
	ご利用時間	8:30～17:15
□ 豊橋市 相談窓口	住所	愛知県豊橋市今橋町1番地
	電話	0532-51-3130
	ご利用時間	8:30～17:15
国保連 相談窓口	住所	愛知県名古屋市中区泉一丁目6番5号
	電話	052-971-4165
	ご利用時間	9:00～17:00

6 事故発生時における対応方法

事業者は、地域密着型通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者家族に連絡を行うとともに、利用者に対して応急措置、医療機関への搬送等必要な措置を講じます。発生した事故は記録に残し、内容によっては基準に基づき、指定権者、居宅介護支援事業所への報告を行います。

また、賠償すべき事故が発生した場合に備え、損害保険に加入し速やかにその対応を行います。但し、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

- ・加入損害保険会社名： あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・加入損害保険名： 介護保険・社会福祉事業者総合保険

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、救急隊及び契約後に記入いただく「緊急事態に対応するための連絡カード」に記載のある利用者の主治医、緊急事態連絡先、介護支援専門員等へ連絡をします。

8 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める災害非常時マニュアルに則り対応を行います。			
防災訓練 及び 防災設備	別途定める消防計画に則り、年2回総合訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	10	防火扉・シャッター	
	避難階段	1	屋内消火器	1
	自動火災報知設備	1	ガス漏れ探知機	1
	誘導灯	1		
カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。				

9 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 虐待の防止のための対

事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを指定権者に通報します。

1 0 身体的拘束等について

- (1) 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 前項但し書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとします。
 - 1 身体拘束等の適正化のための責任者の選定
 - 2 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - 3 身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - 4 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

1 1 ハラスメント防止対策について

事業者は、介護の現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超えるような下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為〈身体的暴力〉
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為〈精神的暴力〉
 - ③意に沿わない性的な言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為〈セクシュアルハラスメント〉上記の対象は、当該法人職員、取引先事業所の方、ご利用者及びその家族等となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議などにより、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡・相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 2 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 施設内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 金品の持ち込みは、ご遠慮ください。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- 指定居宅介護支援事業者と居宅サービス計画の作成又は変更に関し、サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しません。

1 3 秘密保持等の体制及び個人情報に関する基本方針

- (1) 秘密保持等の体制
 - ① 事業者及びその従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、利用者の家族の秘密を漏らしません。
 - ② 事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者、又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
 - ③ 事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

(2) 個人情報に関する基本方針

事業者は、保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取扱いをするとともに、広く社会からの信頼を得る為に以下のルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令、その他関係法令及び厚生労働省のガイダンス（以下、「個人情報に関連する法令等」という。）を遵守し、個人情報の保護を図ります。

(3) 個人情報の適切な取得・管理・利用・開示・委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用することとします。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 事業者が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報に関連する法令等の趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に関わる契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をすることとします。

(4) 個人情報の安全性確保の措置

- ① 事業者は、個人情報保護の取組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行うこと。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または棄損の予防及び訂正のため、事業所内において規則類を整備し安全対策に努めることとします。

(5) 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

事業者は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応することとします。

(6) 苦情の対応

事業者は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速に対応することとします。

(7) 個人情報の利用目的

事業者が利用者及び、利用者の家族の個人情報を利用する目的は以下の通りとします。

- ① 通所介護計画作成にあたり、ケアカンファレンス、職員会議等の実施のため
- ② 指定居宅介護支援事業者、医療機関、介護サービス事業者、福祉事業者等との連携（サービス担当者会議）、照会への回答のため
- ③ 利用の有無、利用時の様子に関する利用者の家族等への心身状況説明のため
- ④ 介護事故、緊急時等の対応及び報告のため
- ⑤ 介護保険事務（請求処理、会計処理等）
- ⑥ 損害賠償保険等に関わる保険会社等への相談または届出等
- ⑦ 行政等外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

1 4 暴力団排除について

(1) 事業を運営する当該法人の役員及び指定地域密着型通所介護事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）ではありません。

(2) 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

1 5 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	実施していない	評価機関名	
評価実施年月日		年月日	
評価結果の開示		開示方法	

(以下、余白。)

当事業者は、地域密着型通所介護契約書及び重要事項説明書に基づいて、地域密着型通所介護の契約、サービス内容及び重要事項の説明をしました。□

年 月 日

事業者	住 所	愛知県豊川市大堀町293番地
	事業者名	株式会社ケアサポート
	代表者名	代表取締役 本多 康夫
		⑩
説明者	事業所名	デイサービス秋桜
	説明者名	_____
		⑩

私は、地域密着型通所介護契約書及び重要事項説明書に基づいて、地域密着型通所介護の契約、サービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。□

年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	_____
		⑩
代理人 (又は、家族代表)	住 所	
	氏 名	_____
		⑩

(続柄：)

(別紙) 【料金表別表】
介護保険給付対象サービス

※下記の金額表記は、右記地域単価を乗じたものである。

地域単価	10.14
------	-------

(地域密着型通所介護)

3時間以上4時間未満	単位数	利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	416単位	4,218円	422円	844円	1,266円
要介護2	478単位	4,846円	485円	970円	1,454円
要介護3	540単位	5,475円	548円	1,095円	1,643円
要介護4	600単位	6,084円	609円	1,217円	1,826円
要介護5	663単位	6,722円	673円	1,345円	2,017円
4時間以上5時間未満	単位数	利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	436単位	4,421円	443円	885円	1,327円
要介護2	501単位	5,080円	508円	1,016円	1,524円
要介護3	566単位	5,739円	574円	1,148円	1,722円
要介護4	629単位	6,378円	638円	1,276円	1,914円
要介護5	695単位	7,047円	705円	1,410円	2,115円
5時間以上6時間未満	単位数	利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	657単位	6,661円	667円	1,333円	1,999円
要介護2	776単位	7,868円	787円	1,574円	2,361円
要介護3	896単位	9,085円	909円	1,817円	2,726円
要介護4	1,013単位	10,271円	1,028円	2,055円	3,082円
要介護5	1,134単位	11,498円	1,150円	2,300円	3,450円
6時間以上7時間未満	単位数	利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	678単位	6,874円	688円	1,375円	2,063円
要介護2	801単位	8,122円	813円	1,625円	2,437円
要介護3	925単位	9,379円	938円	1,876円	2,814円
要介護4	1,049単位	10,636円	1,064円	2,128円	3,191円
要介護5	1,172単位	11,884円	1,189円	2,377円	3,566円
7時間以上8時間未満	単位数	利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	753単位	7,635円	764円	1,527円	2,291円
要介護2	890単位	9,024円	903円	1,805円	2,708円
要介護3	1,032単位	10,464円	1,047円	2,093円	3,140円
要介護4	1,172単位	11,884円	1,189円	2,377円	3,566円
要介護5	1,312単位	13,303円	1,331円	2,661円	3,991円
8時間以上9時間未満	単位数	利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	783単位	7,939円	794円	1,588円	2,382円
要介護2	925単位	9,379円	938円	1,876円	2,814円
要介護3	1,072単位	10,870円	1,087円	2,174円	3,261円
要介護4	1,220単位	12,370円	1,237円	2,474円	3,711円
要介護5	1,365単位	13,841円	1,385円	2,769円	4,153円

○減算

種類	単位数	利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
送迎減算(片道)	▲47単位	▲476円	▲48円	▲96円	▲143円
同一建物減算	▲94単位	▲953円	▲96円	▲191円	▲286円

○加算

体制	種 類	単位数	利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
				1割	2割	3割
✓	入浴介助加算(Ⅰ)	40単位/日	405円	41円	81円	122円
—	入浴介助加算(Ⅱ)	55単位/日	557円	56円	112円	168円
—	認知症加算	60単位/日	608円	61円	122円	183円
—	若年性認知症利用者受入加算	60単位/日	608円	61円	122円	183円
—	中重度者ケア体制加算	45単位/日	456円	46円	92円	137円
—	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位/日	567円	57円	114円	171円
—	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76単位/日	770円	77円	154円	231円
—	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月	202円	21円	41円	61円
—	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	223円	23円	45円	67円
—	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	182円	19円	37円	55円
—	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	60円	6円	12円	18円
—	栄養改善加算	200単位/回	2,028円	203円	406円	609円
—	栄養アセスメント加算	50単位/月	507円	51円	102円	153円
—	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/回	202円	21円	41円	61円
—	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位/回	50円	5円	10円	15円
—	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/回	1,521円	153円	305円	457円
—	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/回	1,622円	163円	325円	487円
—	ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位/月	304円	31円	61円	92円
—	ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位/月	608円	61円	122円	183円
—	ADL維持等加算(Ⅲ)	3単位/月	30円	3円	6円	9円
—	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	1,014円	102円	203円	305円
—	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	2,028円	203円	406円	609円
✓	延長加算	50単位/時間	507円	51円	102円	153円
✓	科学的介護推進体制加算	40単位/月	405円	41円	81円	122円
体制	種 類	単位数単位		利用料金		
—	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	9.2%(1ヶ月の利用合計単位数に乗じる)		左の単位数×地域単価		
✓	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	9.0%(1ヶ月の利用合計単位数に乗じる)				
—	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	8.0%(1ヶ月の利用合計単位数に乗じる)				
—	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本単位数×5/100				

・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。

その場合、利用者は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。発行されたサービス提供証明書と領収書を保険者介護保険窓口を持参すると、必要な手続きを行った後に法定の介護給付費分が返還されます。

【利用料金の計算方法】

(1ヶ月の利用合計単位数 + 1ヶ月の利用合計単位数 × 9.0%) × 地域単価

上記計算方法により、算出された金額から法定の介護給付費を引いた金額が自己負担となります。

介護保険給付対象外サービス

○ 食費

食事サービスを受ける方は、昼食代 1 食あたり 570 円が必要となります。

延長加算算定時に、食事サービスを受ける方は、朝食代 1 食あたり 500 円・夕食代 1 食あたり 630 円が必要となります。

○ おむつ代

おむつ等を使用される方は、以下の通り料金がかかります。

おむつ・リハビリパンツ 100 円

パッド 50 円

○ その他の費用

地域密着型通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、利用者の希望により通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用は、サービス提供の範囲を超えた時点から利用者の負担となります。

○ キャンセル料

正当な理由がある場合に限り、無料です。

【加算等の概要】

○ 減算

送迎減算（片道）

送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）に減算の対象となります。

同一建物減算

事業所と同一建物に居住する利用者に対して、サービスを提供した場合に減算の対象となります。

○ 加算

入浴介助加算（Ⅰ）

入浴中の利用者の観察を含む、介助を行う場合に算定されます。観察とは、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のための見守り的な援助であり、極力利用者自身の力で入浴できるように、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行います。結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合でも、加算の対象となります。

入浴介助加算（Ⅱ）

医師・理学療法士・作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等が利用者宅を訪ねて、浴室の環境を確認し、それを踏まえて“個別入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載”し、計画に基づき個別の入浴介助を行う場合に算定されます。

認知症加算

基準の人員に上乗せして看護職員又は介護職員を常勤換算法で 2 以上確保し、且つ前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、認知症である方の占める割合が 100 分の 20 以上であること、また通所介護を行う時間を通じて認知症介護に係る研修等を終了した者を 1 名以上配置している場合に加算の対象となります。

若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症患者やその家族を支援するため、本人や家族の希望を組み込んだ介護サービスが提供します。若年性認知症患者一人ひとりの状態に応じたサービスや環境を整え個別の担当者を設けることで加算の対象となります。

中重度者ケア体制加算

基準の人員に上乗せして看護職員又は介護職員を常勤換算法で 2 以上確保し、且つ前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である方が占める割合が 100 分の 30 以上であること、また通所介護を行う時間を通じて看護職員を 1 名以上配置している場合に加算の対象となります。

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ

機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、身体機能及び生活機能の向上を目的に計画的に行った個別機能訓練について算定することができます。利用者が選択した項目ごとにグループに分かれ訓練を行います。機能訓練指導員の配置は必要ですが、配置時間の定めはありません。

個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ

機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、身体機能及び生活機能の向上を目的に計画的に行った個別機能訓練について算定することができます。利用者が選択した項目ごとにグループに分かれ訓練を行います。機能訓練指導員は事業所のサービス提供時間を通じて配置する必要があります。

個別機能訓練加算（Ⅱ）

サービスの質の向上を図るため、LIFE（科学的介護情報システム）への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であるか、勤続 10 年以上の介護福祉士が 100 分の 25 以上である場合に加算の対象となります。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上である場合に加算の対象となります。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であるか、勤続7年以上の介護福祉士が100分の30以上である場合に加算の対象となります。

栄養改善加算

管理栄養士を配置し、利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画の作成、記録、評価を行い、栄養改善サービスの提供に当たっては必要に応じて居宅訪問を行った場合に、1月に2回を限度として加算の対象となります。

栄養アセスメント加算

従業者が、利用者の栄養状態のアセスメントを管理栄養士と連携して行い、本人及び家族に結果を説明し、LIFEを活用し厚生労働省に提出した場合に加算の対象となります。

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報と栄養状態に関する情報を担当ケアマネジャーに提供した場合、1月に2回を限度として加算の対象となります。

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報または同期間の栄養状態に関する情報のどちらかを担当ケアマネジャーに提供した場合、1月に2回を限度として加算の対象となります。

口腔機能向上加算（Ⅰ）

言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を配置し、利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、職員が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の作成・記録・評価を行った場合に、1月に2回を限度として加算の対象となります。

口腔機能向上加算（Ⅱ）

加算（Ⅰ）の取り組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出（LIFEを活用）し、口腔機能向上サービスの実施にあたって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合、1月に2回を限度として加算の対象となります。

A D L維持等加算（Ⅰ）

評価対象期間の満了日の属する年度の次年度内に限り加算の対象となります。評価機関に連続して6月以上利用した期間のある要介護者の集団について、特定の要件を満たすことによって加算の対象となります。

A D L維持等加算（Ⅱ）

上記の要件を満たした事業所において、当該利用者のA D L値を測定し、その結果が一定以上の場合に加算の対象となります。

A D L維持等加算（Ⅲ）

評価対象期間の満了日の属する年度の次年度内に限り加算の対象となります。評価機関に連続して6月以上利用した期間のある要介護者の集団について、特定の要件を満たすことによって加算の対象となります。

生活機能向上連携加算（Ⅰ）

自立支援・重度化防止に資する生活機能向上を目的として、通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が共同してアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成することによって加算の対象となります。また理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行う必要があります。

生活機能向上連携加算（Ⅱ）

自立支援・重度化防止に資する生活機能向上を目的として、通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が共同してアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成することによって加算の対象となります。
※個別機能訓練加算を算定している事業所が上記の要件を満たした場合は100単位/月となります。

延長加算

8時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に日常生活上の世話をし、通算した時間が9時間以上となった場合に加算の対象となります。

科学的介護推進体制加算

全利用者の心身の基本的な情報（ADL値や栄養状態、口腔機能・嚥下の状態、認知症の状態など）をLIFEへ提出し、そのフィードバックを十分に活用した場合に加算の対象となります。活用方法としては、ケアのあり方を検証してケアプランやサービス計画を見直しや、現場でPDCAサイクルを回すことが求められています。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）

介護職員の賃金改善の観点から、介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることを目的とした加算です。算定要件を満たし、計画を指定権者に提出した事業所のみが加算取得の対象となります。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

離島振興法・山村振興法・特定農山法・過疎地域自立促進特別措置法に指定されている地域、その他厚生労働省令で定められた地域に居住している利用者に対して、通常の事業実施区域を越えて、通所介護を行った場合に対象となります。